

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第103号-続報⑰

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑰」について

情報通信103号の続報です。水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域が更新されています。外国人技能実習機構HP「重要なお知らせ（2022.03.31）」掲載されています。

⇒<https://www.otit.go.jp/>

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
(要旨)

以下の2か国の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

イラン、インドネシア

- イラン、インドネシアからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和4年4月1日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後7日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定されている国は、以下の8か国です。なお、水際対策強化に係る新たな措置（27）（令和4年2月24日）に基づき、当該国からの入国者及び帰国者が、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している場合、原則7日間の自宅等待機を求めることとした上で、入国後3日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機の継続を求めないこととなります。

（1）検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機、入国後3日目の検査が求められる国

エジプト、韓国、サウジアラビア、スリランカ、トルコ、パキスタン、ベトナム、ロシア全土
(以上)

◆入国後の待機期間

	有効なワクチン接種証明書の有無	入国後の待機期間
指定国・地域	無し	「3日間検疫施設待機（+施設検査陰性）」
	有り	「3日間自宅等待機+自主検査陰性」
非指定国・地域	無し	（検査を受けない場合は7日間待機）
	有り	「待機無し」